

市川三郷町立六郷中学校「学校いじめ防止基本方針」（令和 6 年度一部改訂）

はじめに

この「六郷中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行 以下「法」という）第 13 条の規定及び国のいじめ防止対策等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等の対策を効果的に推進するために策定したものである。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」や文部科学省の調査では、いじめについて以下のように定義している。

（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省

（平成 18 年度以降の「児童生徒の問題行動等諸問題に関する調査」における定義）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注 1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注 2）「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

（注 3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。

（注 4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（注 5）けんか等を除く。

（2）いじめに関する基本的認識

いじめは決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、

学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがあることから、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

本校がめざす学校の姿を実現させるために、いじめ問題には以下のような特質があることを十分認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ア いじめは、人間として決して許されない行為である。
- イ いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起り得ることである。
- ウ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- エ いじめは、様々な態様がある。
- オ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- カ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ク いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ケ いじめは、学校、家庭、社会などすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) 目的

法の第22条を受け、本校の校内組織として、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設ける。

(2) 構成メンバー

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任・学年主任、特別支援教育コーディネーター

＜対応する内容に応じて、外部機関との連携も図る。＞

(3) 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報があつたときは緊急会議を開催する役割 情報の迅速

- な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施
- エ 複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校観間で収集した情報を個別に記録し、情報の集約と共有化を図る役割
- オ 指導や支援の体制・対応方針の決定など組織的な対応が適切に機能しているかをPDCA サイクルで検証する役割

3 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自身が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待できる。

- (1) いじめについて教職員の共通理解を図り、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- (2) 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。道徳教育・人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進、異年齢集団の活用などを通して、豊かな心の育成や好ましい人間関係づくり、自己有用感の獲得を図る。
- (3) 一人ひとりを大切にしたいわかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫することにより、授業についていけない焦りや劣等感などの過度なストレスを取り除く。
- (4) 学級活動・生徒会活動などを通して、生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身が傍観者とならずにいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」のホームページ等への公開に加えて、入学時や年度当初のPTAの各種会議や学級・学年懇談会等において、必ず指導方針や具体的な取組などを伝え、いじめの防止等について理解を深めていただくよう、保護者のいじめ問題への意識啓発を図る。
- (6) いじめ防止等についての生徒指導計画（別表）を作成し、計画的に未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- (7) 生徒がいじめの問題に正面から向き合うことができるように学級活動や生徒会活動の中で考え、議論する機会を設けていく。
- (8) 学校として、特に配慮が必要な生徒については、その生徒の特性に踏まえた支援を行いながら、保護者や関係機関と連携しながら組織的に支援を行う。

4 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。「いかなる大事も些細なことから始まる」という認識のもと、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、積極的に認知する必要がある。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見

逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが重要である。また、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することも大切である。

- (1) 早期発見の基本は、①生徒の些細な変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応すること、であることの認識を共有する。
- (2) 生活ノートや日記・作文などを活用し、交友関係や悩みを把握したり、保護者からの情報等をしっかり受け止めたりするなど、いじめのサインを見落とさない。
- (3) 定期的にアンケートを実施し、実態把握に努め、教育相談体制を整備する。また、QUTテストを実施し、学級集団の状態や生徒の満足度を把握し、指導に役立てる。

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- イ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害者生徒及び加害者生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても、疑いがある場合には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- ウ いじめを訴えてきた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- エ 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、学校の「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- オ 「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴きとるな

ど情報収集を行う。いじめの有無の確認をし、指導の方針や役割分担を協議し、解決にあたる。その際、教育委員会、関係機関との連携を図る。また、いじめられた生徒・いじめた生徒双方の保護者に家庭訪問等で連絡し、事実関係を伝えけるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

カ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添える体制をつくる。

キ いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

ク いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

（３）いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂版）文部科学省」により適切に対応する

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い「生命・心身・財産重大事態」

ア 児童等が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手）「不登校重大事態」

③ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て

このような重大事態が認められるときには、市川三郷町教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

学校が調査主体となった場合は、重大事態に対処し、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を行う。調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、必要な情報を提供する。

学校の設置者が調査主体になった場合は、設置者の調査組織に必要な資料提出など調査に協力する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（４）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）への対応

① インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対応する。

② 生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるた

めに情報モラル教育の充実を図る。

- ③ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を行う。必要であれば、関係機関との連携を図る。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図る必要がある。また、いじめ問題の指導記録の保存、生徒の進学・進級や転学に当たっての適切な引継ぎ等の体制を整えることも大切である。

(2) 校内研修の充実、職員会議での生徒理解

すべての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

また、毎月開催される定例の職員会議においても、毎回いじめをはじめ生徒理解や生徒指導上の諸問題に関する実態について、学級・学年から報告し、すべての教職員で生徒や集団の現状、指導のあり方等の共通理解を図る。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の能率化を図る。

(4) 学校評価と教職員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目標を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるような評価となるよう配慮する。

教職員評価においては、目標設定にあたりいじめ問題の取り組みに関する項目を設定し、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生したときの対応状況等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や個別懇談、学年・学級懇談会、PTA各種会議などを通じて、家庭との緊密な連携協力を得る。また、ホームページや学校だより等を活用するなどして、地域と連携した対策を推進する。

(6) 警察との連携について

令和6年11月改訂「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」p13～16を参照